

非常勤職員給与規程を次のように定める。

平成16年10月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

非常勤職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、非常勤職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第45号）第21条の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 フルタイム勤務職員の給与は、勤務1日当たりで決定する給与（以下「日給」という。）、通勤手当、超過勤務手当及び特別手当とする。

2 短時間勤務職員の給与は、勤務1時間当たりで決定する給与（以下「時間給」という。）、通勤手当、超過勤務手当及び特別手当とする。

(日給及び時間給の支給日及び計算期間)

第3条 日給及び時間給の支給は1月ごとに行うものとし、その支給額の計算期間は原則として、月の1日から末日までとし、支給定日は翌月の17日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は国民の祝日でない日）とする。

(給与の決定)

第4条 非常勤職員の給与の単価は、職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号）の例に準じ、その者の学歴、免許及び職務経験等の諸事情並びに他の職員との均衡を考慮して、次の各号に定めるところにより、採用に当たり個別に決定するものとする。

- (1) 日給の額は、その者を常勤職員として採用した場合に支給することとなる俸給月額及び地域手当相当の額を基礎として職員給与規程第35条の定めるところにより算出する勤務1時間当たりの給与額に、当該非常勤職員の1日の勤務時間を乗じて得た額の範囲内の額とする。
 - (2) 時間給の額は、その者を常勤職員として採用した場合に支給することとなる俸給月額及び地域手当相当の額を基礎として職員給与規程第35条の定めるところにより算出する勤務1時間当たりの給与額の範囲内の額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員の給与の単価についてその職務内容等を勘

案して特別な必要があると理事長が認める場合は、日給の額及び時間給の額を、前項各号により定まる範囲を超える額とすることができる。

(通勤手当)

第5条 交通機関等により勤務することが常例である非常勤職員については、職員給与規程第26条の例に準じて通勤手当を支給することができる。

(超過勤務手当)

第6条 非常勤職員が非常勤職員就業規則第14条に基づき、時間外勤務又は休日勤務をした場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの額（フルタイム勤務職員については日給の1日当たりの額を1日の勤務時間で除して得る額をいう。以下同じ。）に職員給与規程第33条の例（ただし、時間外勤務のうち正規の勤務時間と通算して7時間45分を超えない部分又は1週間38時間45分を超えない部分に係る同条第1項第1号の率は100分の100とする。）に従い定まる率を乗じて得た額を、超過勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員の取扱いについては、職員給与規程第33条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、前項に規定する7時間45分を超えない部分又は1週間38時間45分を超えない部分の勤務に係る時間について同条第2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同条第3項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項に基づき超過勤務手当を算定するに当たり、超過勤務1時間当たりの支給額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員（当該基準日以前の直近6箇月間継続して在職していた者に限る。）に対し、それぞれ理事長が別に定める日に支給する。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において、非常勤職員が受けるべき日給の額又は時間給に1日の所定労働時間を乗じて得た額に、次表(1)の週の所定労働日数に対応する1箇月の労働日数を乗じて得た額を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間（在職期間から欠勤した日数を減じた期間をいう。以下同じ。）の区分に応じて、次表(2)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1箇月の労働日数

週の所定労働日数	1箇月の労働日数
5日	20日
4日	16日
3日	12日

2日	8日
1日	4日

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	0

(給与の減額)

第8条 フルタイム勤務職員が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合（その勤務しなかった時間が、非常勤職員就業規則第14条の2に規定する超勤代休時間、同第18条に規定する年次有給休暇又は同第19条第1項に規定する年次有給休暇以外の有給の休暇として承認された場合を除く。）は、当該フルタイム勤務職員の給与の1時間当たりの額に当該勤務しなかった時間を乗じて得た額を減額して給与を支給するものとする。この場合においては第6条第3項を準用する。

(給与の支払)

第9条 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、非常勤職員が同意した場合には、給与の全部を本人の指定する金融機関の本人口座へ振り込むことにより支払うことができる。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、常勤職員の例に準ずるもののほか理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、機構が非常勤職員の給与に関してした手続その他の行為は、この規程の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第18号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第4号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第2号）

この規程は、令和2年1月6日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和元年12月1日から適用する。